

超人気FP!

ABC ネットニュース

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2016年11月7日

今月のトピックス 「退職所得控除の見直しが改正案に上らないのはなぜ？」

来年度の税制改正が迷走している気がします。1億総活躍時代、働き方改革等の御旗の元に、配偶者控除を廃止（縮小？）して、夫婦控除の導入を行うことを検討するなどの議論が進みましたが、結局は元の木阿弥。配偶者控除は現状のまま残り、見直しは今後の検討課題として落ち着くようです。何も見直しを行わないのはバツが悪いからか、再び俎上に上りそうなのが給与所得控除の縮小、および公的年金等控除の縮小となっています。まさに取れるところから取るというのが国（政府）のスタンスのようですが、給与所得控除は既に縮小が行われているのはご存じの通りです。平成28年から年収1200万円超は一律230万円、さらに平成29年からは年収1000万円超は同220万円に引き下げられます。この上限をさらに引き下げるとのことですが、給与所得控除を見直す前にやることがある気がしてなりません。「退職所得控除」に手をつけるべきではないかと……。

退職金の位置づけは「給与の後払い」という性格が強いことに異論はないはずですが。表面上は長年の勤務に報いる形となっていますが、企業は現役時代に与えるべき給与額を減額して積立て、晴れて退職のときに退職慰労金として渡しているにすぎないからです。給与の後払いであれば、2回目の給与所得控除の見直しを行う前に退職所得控除の見直すのが筋だと思われます。それは、退職所得控除に上限が設けられていないからです。

退職所得控除は、勤続20年以下は「40万円×勤続年数（最低80万円）」、つまり毎年40万円ずつ控除額は増えていき、21年超になると「800万円+70万円（勤続年数-20年）」、つまり毎年70万円ずつ増えていくことになるのです。一般的な勤労者の場合、大学を出て定年退職となる60歳（38年間）まで勤め上げると、800万円+70万円×（38年-20年）=2060万円までは税金がかからないのです。勤続が39年だと2130万円、同40年だと2200万円……とまさに青天井です。税の公平という観点からいえば、給与所得控除に上限が設けられているのであれば、退職所得控除にも上限を設けないと整合性が取れないのではないのでしょうか。

見直されない理由は「公務員」、正確には官庁等に勤務する上級職の人たちの退職金を守るためという都市伝説のような噂があります。民間企業の退職金は右肩下がりですが、公務員の退職金は減額されているとはいえその減少率は民間の勤労者よりも穏やか。さらに、定年退職まで勤め上げる人も民間企業よりも多いために改正案に乗せないのだから？噂にしては妙に信憑性が高いのは気のせいでしょうか。